

精神障害の労災補償状況

1. 精神障害の労災補償状況
2. 業種別支給決定件数
3. 職種別支給決定件数
4. 年齢別支給決定件数
5. 1か月平均の時間外労働時間数別支給決定件数
6. 就業形態別支給決定件数
7. 出来事別決定及び支給決定件数
8. 精神障害等事案の平均処理期間及び中央値

1. 精神障害の労災補償状況

(件)

年度		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
精神障害	請求件数	155	212	265	341	447	524	656	819	952	927
	支給決定件数	14	36	70	100	108	130	127	205	268	269
うち自殺	請求件数	93	100	92	112	122	121	147	176	164	148
	支給決定件数	11	19	31	43	40	45	42	66	81	66

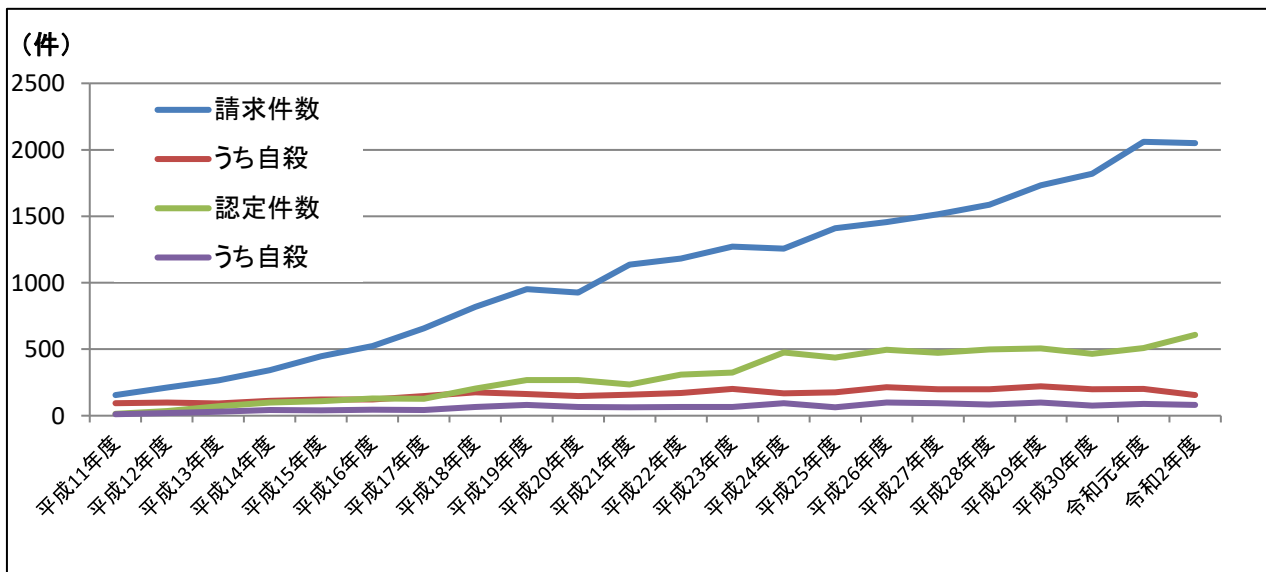
年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害	請求件数	1136	1181	1272	1257	1409	1456	1515	1586	1732	1820	2060	2051
	決定件数	852	1061	1074	1217	1193	1307	1306	1355	1545	1461	1586	1906
	うち支給決定件数	234	308	325	475	436	497	472	498	506	465	509	608
	(認定率)	(27.5%)	(29.0%)	(30.3%)	(39.0%)	(36.5%)	(38.0%)	(36.1%)	(36.8%)	(32.8%)	(31.8%)	(32.1%)	(31.9%)
うち自殺	請求件数	157	171	202	169	177	213	199	198	221	200	202	155
	決定件数	140	170	176	203	157	210	205	176	208	199	185	179
	うち支給決定件数	63	65	66	93	63	99	93	84	98	76	88	81
	(認定率)	(45.0%)	(38.2%)	(37.5%)	(45.8%)	(40.1%)	(47.1%)	(45.4%)	(47.7%)	(47.1%)	(38.2%)	(47.6%)	(45.3%)

注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る精神障害等について集計したものである。

注 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

注 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。

注 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。



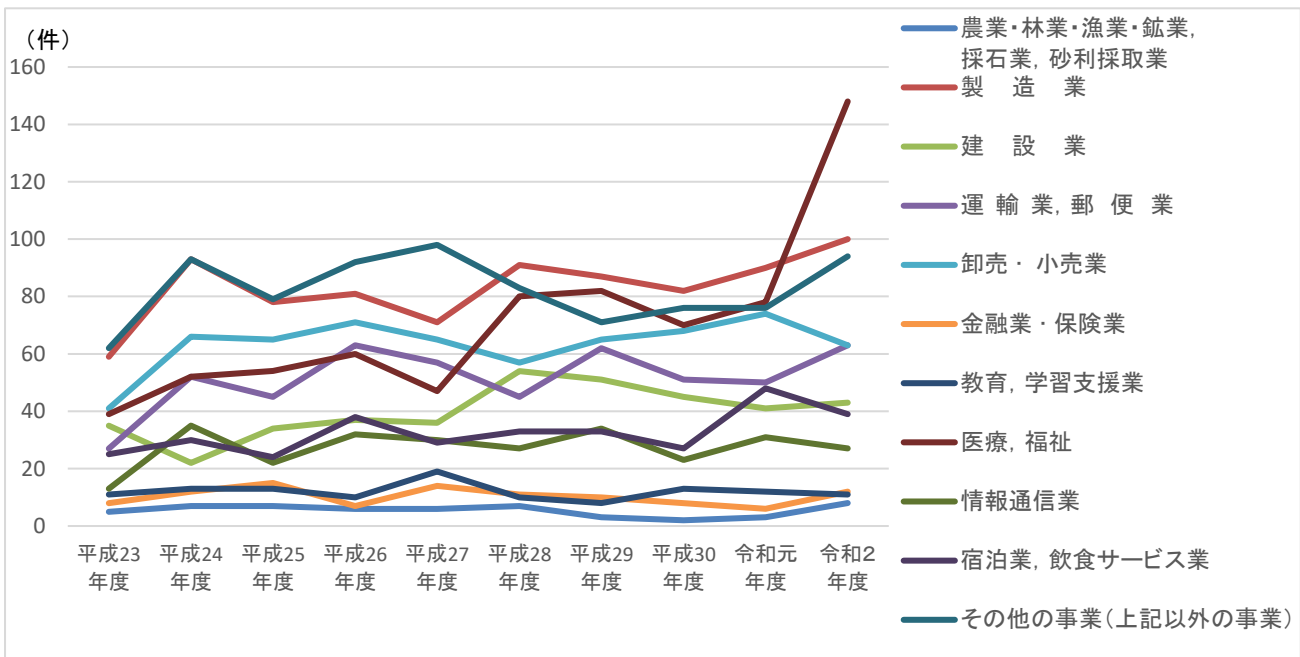
2. 業種別支給決定件数

(件)

業種	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
農業・林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業		5	7	7	6	6	7	3	2	3	8
製造業		59	93	78	81	71	91	87	82	90	100
建設業		35	22	34	37	36	54	51	45	41	43
運輸業、郵便業		27	52	45	63	57	45	62	51	50	63
卸売・小売業		41	66	65	71	65	57	65	68	74	63
金融業・保険業		8	12	15	7	14	11	10	8	6	12
教育、学習支援業		11	13	13	10	19	10	8	13	12	11
医療、福祉		39	52	54	60	47	80	82	70	78	148
情報通信業		13	35	22	32	30	27	34	23	31	27
宿泊業、飲食サービス業		25	30	24	38	29	33	33	27	48	39
その他の事業(上記以外の事業)		62	93	79	92	98	83	71	76	76	94
合計		325	475	436	497	472	498	506	465	509	608

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

注 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。



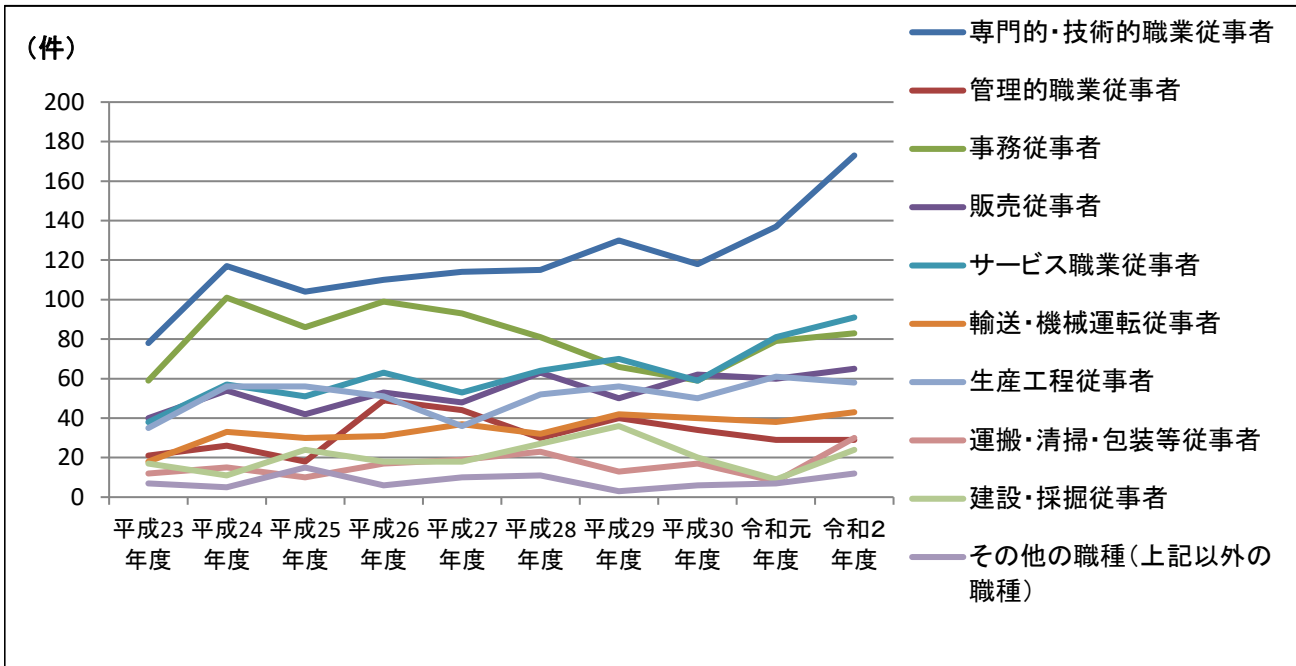
3. 職種別支給決定件数

(件)

職種	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
専門的・技術的職業従事者		78	117	104	110	114	115	130	118	137	173
管理的職業従事者		21	26	18	49	44	30	40	34	29	29
事務従事者		59	101	86	99	93	81	66	59	79	83
販売従事者		40	54	42	53	48	63	50	62	60	65
サービス職業従事者		38	57	51	63	53	64	70	59	81	91
輸送・機械運転従事者		18	33	30	31	37	32	42	40	38	43
生産工程従事者		35	56	56	51	36	52	56	50	61	58
運搬・清掃・包装等従事者		12	15	10	17	19	23	13	17	8	30
建設・採掘従事者		17	11	24	18	18	27	36	20	9	24
その他の職種(上記以外の職種)		7	5	15	6	10	11	3	6	7	12
合計		325	475	436	497	472	498	506	465	509	608

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

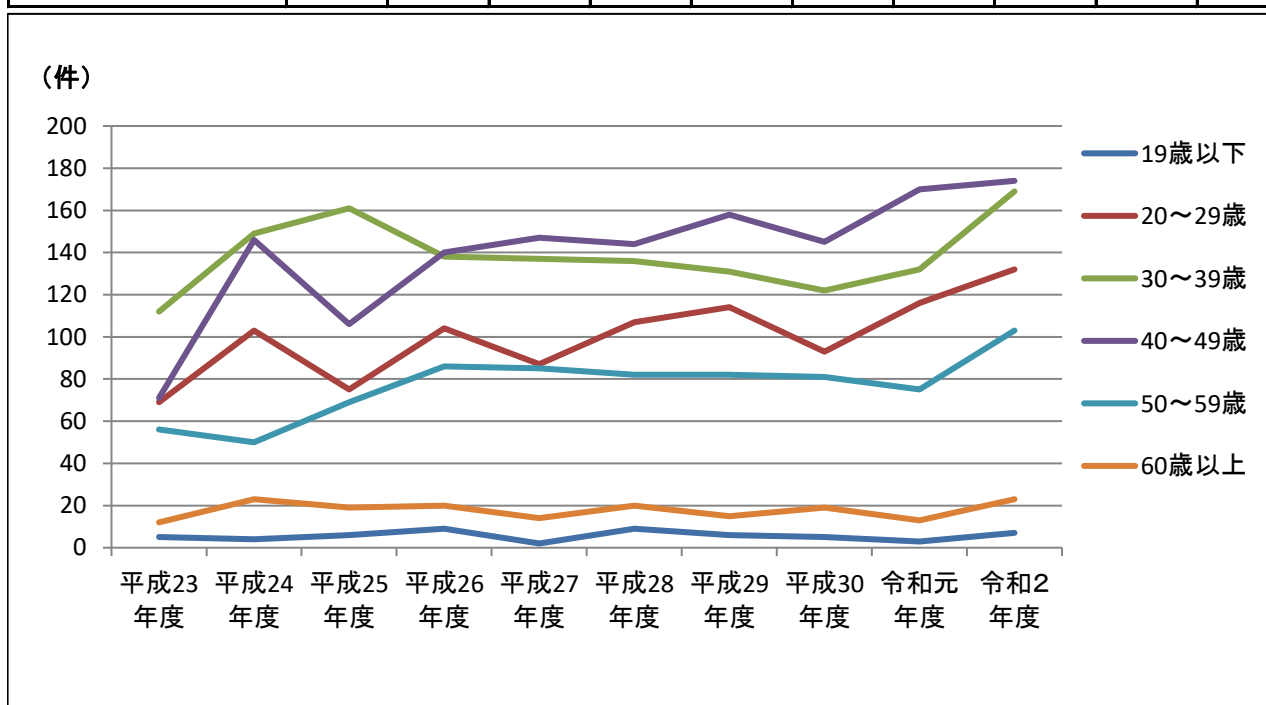
注 2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。



4. 年齢別支給決定件数

(件)

年齢	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
19歳以下		5	4	6	9	2	9	6	5	3	7
20～29歳		69	103	75	104	87	107	114	93	116	132
30～39歳		112	149	161	138	137	136	131	122	132	169
40～49歳		71	146	106	140	147	144	158	145	170	174
50～59歳		56	50	69	86	85	82	82	81	75	103
60歳以上		12	23	19	20	14	20	15	19	13	23
合計		325	475	436	497	472	498	506	465	509	608

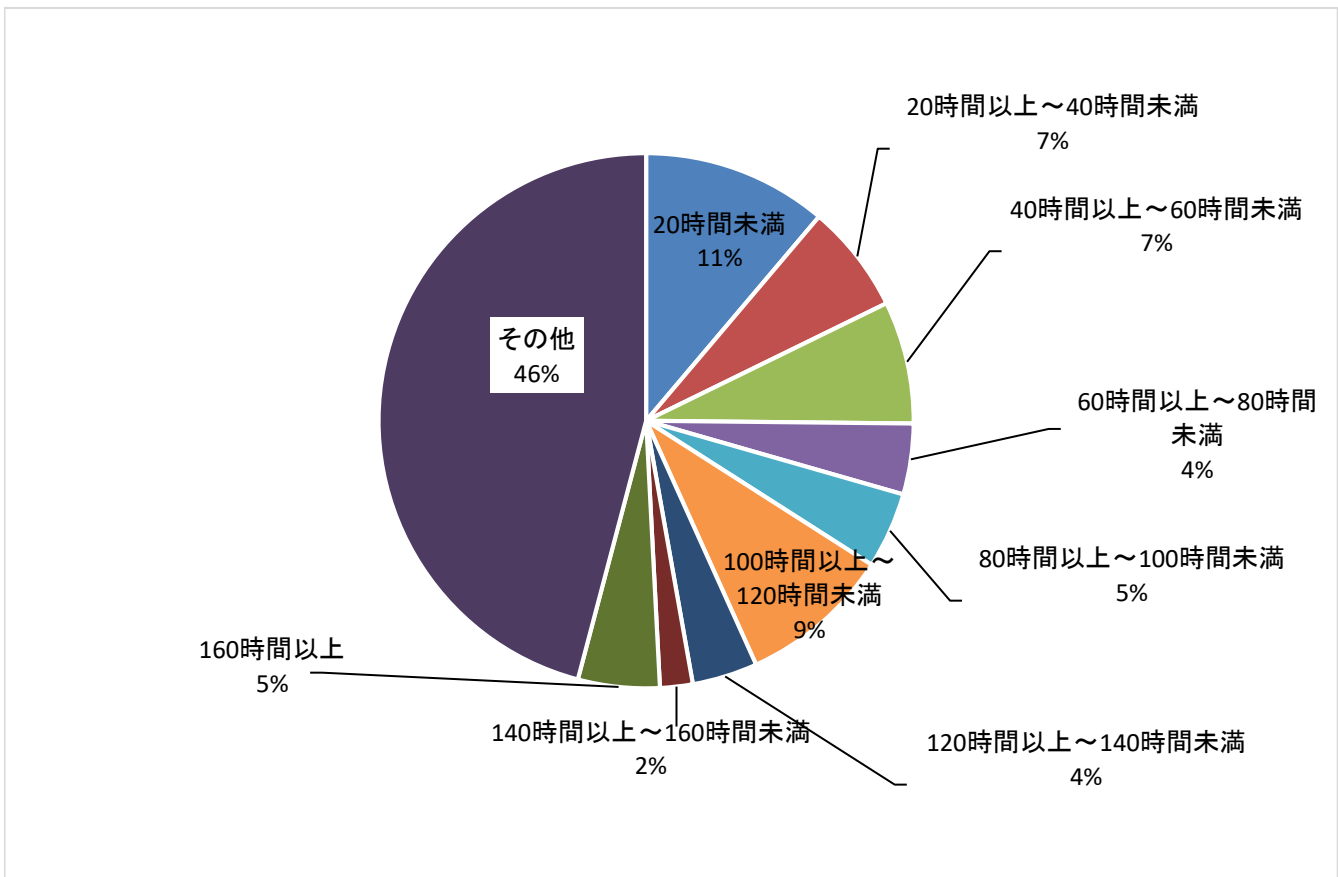


5. 1か月平均の時間外労働時間数別支給決定件数

(件)

区分	年度	
	令和2年度	うち自殺
20 時 間 未 満	68	3
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満	40	7
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	45	11
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	26	13
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	28	12
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	56	10
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	24	6
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	12	6
160 時 間 以 上	30	6
そ の 他	279	7
合 計	608	81

注 その他の件数は、出来事による心理的負荷が強度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。



6. 就業形態別支給決定件数

(件)

区分	年度	令和2年度	
			うち自殺
正規職員・従業員		527	75
契約社員		24	2
派遣労働者		11	1
パート・アルバイト		38	0
その他(特別加入者等)		8	3
合計		608	81

雇用形態の区分は以下のとおりである。

注 1 正規職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

注 2 契約社員

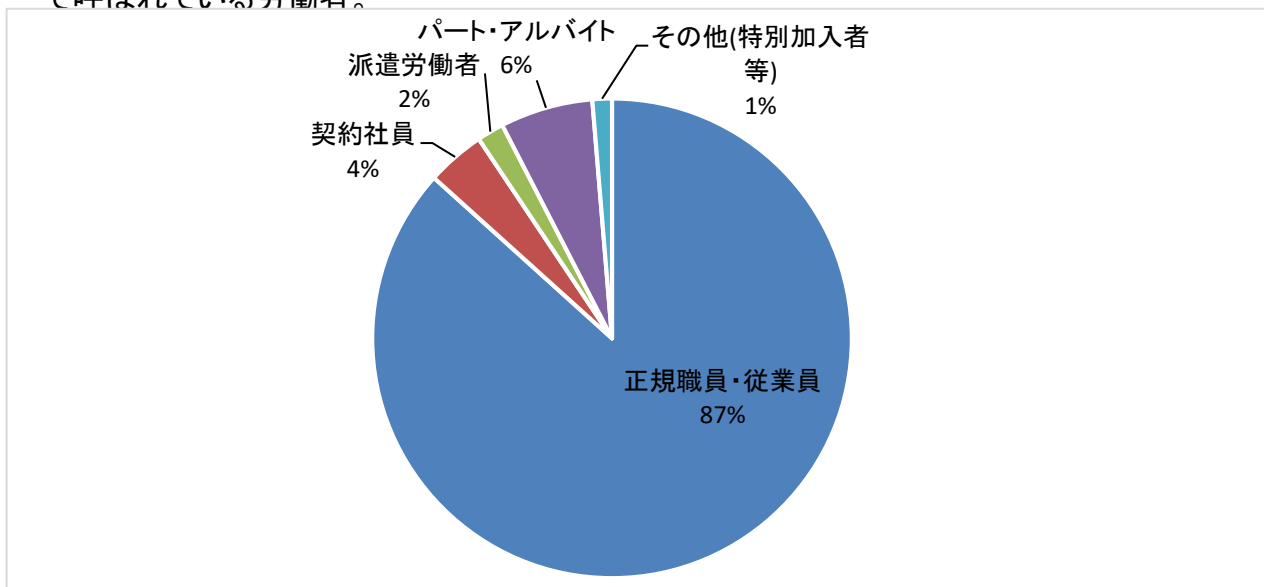
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

注 3 派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

注 4 パート・アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。



7. 出来事別決定及び支給決定件数

(件)

出来事の種類	具体的な出来事	令和2年度			
		決定件数		支給決定件数	
			うち自殺		うち自殺
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	127	2	50	1
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	120	2	83	1
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	7	0	2	0
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	27	8	6	4
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	9	3	4	2
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0	0	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	8	0	4	0
	達成困難なノルマが課された	16	4	1	1
	ノルマが達成できなかった	3	0	0	0
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	9	2	3	1
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	9	2	0	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	42	5	11	2
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	0	0	0
	上司が不在になることにより、その代行を任された	4	0	0	0
	3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	190	44	58
1か月に80時間以上の時間外労働を行った		52	7	31	5
2週間以上にわたって連続勤務を行った		64	17	41	12
勤務形態に変化があった		1	0	0	0
仕事のペース、活動の変化があった		3	0	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	19	2	5	2
	配置転換があった	63	9	6	2
	転勤をした	21	9	5	3
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	12	2	4	2
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	11	1	3	0
	自分の昇格・昇進があった	4	1	0	0
	部下が減った	0	0	0	0
	早期退職制度の対象となった	1	0	0	0
	非正規社員である自分の契約満了が迫った	2	0	0	0
5 パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	180	15	99	10
6 対人関係	同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた	128	4	71	2
	上司とのトラブルがあった	388	20	14	3
	同僚とのトラブルがあった	89	1	7	1
	部下とのトラブルがあった	16	1	2	0
	理解してくれていた人の異動があった	2	0	0	0
	上司が替わった	0	0	0	0
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	1	0	0	0
7 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	90	0	44	0
8 特別な出来事 注4		54	6	54	6
9 その他 注5		134	12	0	0
合計		1906	179	608	81

注 1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

2 「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」は、令和2年5月29日付け基発0529第1号により新規に追加された項目である。

3 「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」は、令和2年5月29日付け基発0529第1号により修正された項目で、改正前の認定基準における具体的な出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」で評価した件数も含むものである。

4 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

5 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

6 自殺は、未遂を含む件数である。

8. 精神障害等事案の平均処理期間及び中央値

(月)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
平均 処理期間	9.6	9.1	8.7	8.6	8.5	8.2	7.4	7.5	7.2	7.2	7.2	7.3	8.0	8.5
中央値	8.7	8.2	7.6	7.6	7.8	7.5	7.0	6.9	6.8	6.7	6.6	6.6	7.3	7.8

